

人材紹介事業に係る情報提供

1. 手数料に関する事項

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金の 50% 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	着手金 500,000 円 活動 1 日当たり 30,000 円 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金の 50% 手数料負担者は 求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 500,000 円 活動 1 日当たり 30,000 円 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金の 50% 手数料負担者は 求人者 とします。

2. 返戻金制度に関する事項

紹介後、明らかに求職者の責任による解雇や自己都合による退職をした場合は、頂いた紹介手数料の内、当社規定の額を返還する。

※1 上記理由により 1 ヶ月未満での退職であれば、紹介手数料は発生しないものとする。

※2 規定返還額

- ・ 1 ヶ月未満・・・・・・・・・・紹介手数料の 6 分の 6
- ・ 2 ヶ月未満・・・・・・・・・・紹介手数料の 6 分の 5
- ・ 3 ヶ月未満・・・・・・・・・・紹介手数料の 6 分の 4
- ・ 4 ヶ月未満・・・・・・・・・・紹介手数料の 6 分の 3
- ・ 5 ヶ月未満・・・・・・・・・・紹介手数料の 6 分の 2
- ・ 6 ヶ月未満・・・・・・・・・・紹介手数料の 6 分の 1

(最初の 1 ヶ月は求職者が、業務を開始した日からその月の月末迄とする)

以上